3―357	発動発電機	SDG220S―7B1	北越工業㈱
3―358	発動発電機	SDG100S―3B1	北越工業㈱
3―359	発動発電機	SDG25S―7BY1	北越工業㈱
3―360	発動発電機	SDG13S―7BY1	北越工業㈱
3―361	発動発電機	SDG13S―3BY1	北越工業㈱
3―362	発動発電機	SDG25S―3BY1	北越工業㈱
3―363	発動発電機	SHX7000Di	澤藤電機㈱
3―364	発動発電機	SHX7000DiS	澤藤電機㈱
3―365	空気圧縮機	DAS―180LB	デンヨー㈱
3―366	発動発電機	DCA―25LSI	デンヨー㈱
3―367	発動発電機	DCA―45USKB3	デンヨー㈱
3―368	発動発電機	NES100TI	日本車輌製造㈱
3―369	発動発電機	NES150TI	日本車輌製造㈱
3―370	全回転型オールケーシング掘削機（硬質地盤用）	SRD―1500L	三和機工㈱

○国土交通省告示第千二百六十六号

排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成十八年国土交通省告示第千百四十八号）第三条の規定により、別表に掲げる原動機を排出ガス対策型原動機に認定する。

平成二十三年十二月八日

国土交通大臣　前田　武志

（別表）排出ガス対策型原動機

認定番号	原動機の名称及び型式	申請者
3―65	3―4TNV84TG	ヤンマー㈱

○中部地方整備局告示第百五十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十三年十二月八日

中部地方整備局長　足立　敏之

第１　起業者の名称　三重県

第２　事業の種類　一般国道422号改築工事（八知山拡幅・三重県多気郡大台町滝谷字八知山口地内から同町滝谷字水谷地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　三重県多気郡大台町滝谷字八知山口、字カカズリ、字シル付向及び字水谷地内

２　使用の部分　三重県多気郡大台町滝谷字八知山口、字カカズリ、字シル付向、字マカリ、字二ノ渡及び字水谷地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県多気郡大台町滝谷字八知山口地内から同町滝谷字水谷地内までの延長450ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道422号改築工事（八知山拡幅）」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する工事であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の新設又は改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うこととされているが、一般国道422号は、道路法の一部を改正する法律（昭和39年法律第163号。以下「改正法」という。）による改正前の道路法の規定による一級国道ではなかったことから、本件事業は改正法附則第３項の規定により、本件区間の存する三重県が新設又は改築を行うことができることとされている。

また、道路法第13条第１項は、国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理について「政令で指定する区間内については国土交通大臣が行い、その他の部分については都道府県がその路線の当該都道府県の区域内に存する部分について行う」と規定するところ、本件区間は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていないことから、三重県が管理を行うものである。

よって、三重県は本件事業を施行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道422号（以下「本路線」という。）は、滋賀県大津市を起点とし、同県甲賀市から三重県伊賀市、同県名張市、奈良県宇陀郡御杖村、三重県津市、同県松阪市、同県多気郡大台町を経由して、同県北牟婁郡紀北町を終点とする実延長121.5㎞の路線である。なお、本路線のうち三重県津市美杉町丹生俣から同県松阪市飯高町赤桶まで及び同県多気郡大台町桧原から同県北牟婁郡紀北町紀伊長島区十須までは未開通となっている。

本路線が通過する三重県多気郡大台町の旧宮川村地域（以下「本地域」という。）は、日本有数の多雨地域で、大台山系の広大な森林地域に囲まれており、三重県内最大の河川である一級河川宮川（以下「宮川」という。）の両岸に集落が点在する自然豊かな地域である。

本地域における本路線は、県道大台宮川線を経由し地域住民の日常生活に必要不可欠な機能を有している一般国道42号に接続する唯一の幹線道路である。

本地域には、スーパーマーケットや医療機関等がないため、本地域の住民は、一般国道42号沿いの三重県多気郡大台町佐原地区にある生活関連施設を利用するため本路線を通行している。また、本件区間に対応する現道区間（以下「当該現道区間」という。）を含む宮川上流の集落に居住する小中学生は、本路線を通行して三重県多気郡大台町茂原地区にある宮川小学校及び宮川中学校へスクールバスを利用し通学している。加えて、当該現道区間の宮川上流部には、本地域から三重県伊勢市に至る地域の洪水調節、流水の正常な機能の維持及び発電を行うための多目的の県営宮川ダムがあり、本路線は同ダムへの唯一のアクセス道路となっている。

このように本地域における本路線は、一般国道42号への唯一の幹線道路であるため、本地域の生活道路としてはもとより、地域住民の安全に寄与するダムの維持管理や森林の管理、観光等の地域の産業・経済の発展を支えるうえで必要不可欠な機能を有している。

本地域における本路線は、幅員狭小箇所や線形不良の箇所が多くあったため、起業者により順次道路整備を進めてきたところであり、本件区間についても平成７年度に道路改築事業に着手したものであるが、平成８年２月10日に北海道古平郡古平町で一般国道229号豊浜トンネル岩盤崩落事故が発生したため、当該現道区間に存する八知山トンネル（以下「既設トンネル」という。）の点検を実施した結果、岩塊が崩落する危険性のあることが判明した。この結果を受け、平成10年２月20日より既設トンネルを含む危険区間の延長195ｍを全面通行止めとしたことから、当該現道区間を利用する交通は、宮川の対岸にある幅員狭小の町道落滝線、町道新大杉谷線及び町道新大杉谷２号線への迂回を強いられることとなった。